

ガス用品等における技術基準等体系の見直しの検討状況

- ガス事業法及び液石法に基づくガス用品及び液化石油ガス器具等(以下「ガス用品等」という。)について、新製品への迅速な対応を可能とするとともに、製造事業者の創意工夫や新技術の導入、新製品開発の自由度を高めることにより、安全なガス用品等の開発を促していくことが重要。
- このため、平成24年度は、技術基準の性能規定化等に向けた課題等の整理を行い、全体コンセプトとアクションプランを策定。今後、アクションプランで示されたスケジュールに沿って、計画的に性能規定化に向けた作業を進める。

検討の方向性について

1. 現行規制の課題

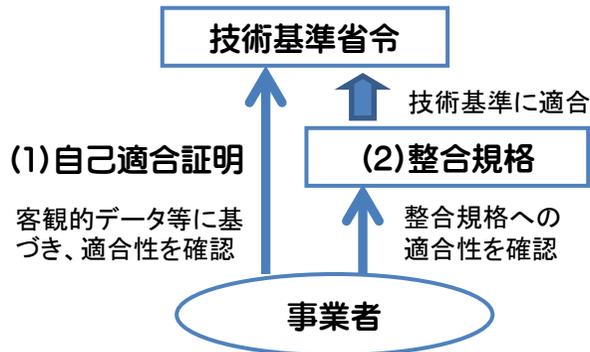
- 現行のガス用品等の技術基準(省令)は、国が品目ごとに寸法、形状、材質等の詳細を仕様規定として定めているため、製品設計の自由度がなく、新技術・新製品に対して、柔軟に対応できない面がある。

2. 検討の方向性

- 上記の問題を解決するため、現行のガス安全規制体系を、安全原則を明確化した上で、技術基準を「性能規定」とする体系に見直しを行う。

3. 全体コンセプト

- 国が規定する技術基準は、ガス用品等の安全保安上不可欠な性能に限定し、一般要求事項及び危険源に対する保護等を定め、その具現化は事業者自らが技術基準への適合性を判断し立証する(自己適合証明)仕組みとする。
- 最新の技術等を反映して弾力的に改正されるJIS等の公的規格を活用した整合規格を整備するため、整合規格原案を是認するスキームを構築する。



アクションプランに基づいた今後の検討項目

1. 課題の整理

(1) 性能規定の構成及び項目の整理

現行の技術基準を基に考慮すべき安全要素を整理するとともに、諸外国の安全規制を研究した上で、具体的な項目の整理を行う必要がある。

(2) 運用面における課題等

民間での規格作成作業を円滑に行うための体制整備を行い、作成されたJIS等の整合規格原案を是認するためのスキームを構築するための運用面における課題・問題点について整理を行う必要がある。

(3) 指定品目及び区分に関する整理

現在政令で定められている指定品目及び区分について考察した上で、今後の品目指定の在り方について整理を行う必要がある。

2. アクションプランに基づいた今後の検討項目

(1) 性能規定の構成及び項目の整理

- ①現行技術基準の整理(ハザードの整理)
- ②安全性能として考慮すべき項目(ハザード)の検討
- ③ハザードを考慮した性能規定の構成及び項目の整理

(2) 運用面における課題等

- ①JIS等の公的規格を性能規定の要求事項を満たす整合規格として国が是認するためのスキームの検討
- ②規格作成団体に対する将来的な仕様規定の策定方法の明示

(3) 指定品目及び区分に関する整理

一般消費者が使用するガス燃焼機器等における新規開発品の市場への投入頻度等を踏まえつつ、合理的な品目指定の在り方について、技術基準の性能規定化との整合性を図りながら検証を行う。